

# 佐賀県地域医療対策協議会 令和6年度運営計画（案）

---

佐賀県健康福祉部医務課  
医療人材政策室  
令和6年8月26日

# 令和6年度地域医療対策協議会の法定事項別検討項目

- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23の規定に基づき設置。法で定められている事項について協議。
- 医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）の策定に当たっての意見聴取の場（医療審議会了解）
- 今年度は、令和6年8月、12月、令和7年2月頃に開催を予定し、以下の検討項目について議論したい。

詳細スケジュール  
は次ページ

法定事項	検討項目	協議時期
①キャリア形成プログラムに関する事項	✓ キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの改善に関する協議	R6年12月 R7年2月
②医師の派遣に関する事項	✓ キャリア形成プログラム適用医師の派遣に係る協議及び決定	同上
③キャリア形成プログラムに基づき派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項	✓ 交代医師の派遣、指導医派遣、必要な症例経験の機会提供等、必要な援助について現状・課題の共有	同上
④キャリア形成プログラムに基づき派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項	✓ 同上	同上
⑤医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項	✓ 令和8年度以降の入試における「地域枠」の取扱いについて厚生労働省及び文部科学省の通知への対応について合意	未定 (厚労省の通知後)
⑥医師法の規定によりその権限に属させられた事項	✓ 臨床研修及び専門研修に関する知事の権限への対応 ✓ 定期的な法定事務に対処	R6年8月 R7年2月
⑦その他医療計画において定める医師の確保に関する事項	✓ SAGA Doctor-S プロジェクトの推進 ✓ 佐賀大学医師育成・定着支援センターの運営状況について意見聴取 ✓ 臨床研修医及び専攻医の確保に向けた検討 ✓ 特定診療科の医師の育成・定着に向けた検討 ✓ 医師の働き方改革への対応 ✓ 医師の高齢化に伴う診療所の廃止等への対応（身近な医療提供支援）	適時

# 派遣調整スケジュール

令和3年度第3回 (R4.3.23開催)  
地域医療対策協議会資料

時期	県 【地域医療支援センター】	派遣要望 医療機関	地域医療構想調整 会議地区分科会	地域医療対策 協議会
4～6月頃	①派遣候補となる病院への調査(対象医師をリスト化)	(①への回答)		
7～8月頃	②対象医師との面談 ③要望病院へのヒアリング			
9月頃		要望内容を精査	④派遣要望(必要性)協議、決定	
10月頃	⑤配置素案作成 (④を踏まえ医局等と調整)	必要性が認められた場合		
11月頃			医局調整の結果支障ない場合	⑥配置素案協議
12月頃	⑦配置案作成 (⑥を踏まえ再調整)			
1月頃	⑧本人、要望病院への内示			
2月頃				⑨派遣決定
3月頃	⑩本人、要望病院への決定通知			

## ①臨床研修ワーキンググループ（臨床研修WG）

医師の臨床研修に関する事項の調査検討するため、地域医療対策協議会にワーキンググループを設置

- (1) 地域における臨床研修の質の向上に関する事
- (2) 地域における研修医の確保に関する事
- (3) 地域における研修医の募集定員の設定に関する事
- (4) 地域における指導医の確保、養成に関する事
- (5) 地域における臨床研修病院群の形成に関する事
- (6) その他必要な事項に関する事

今年度は以下の事項について検討したい。

- |   |                                      |                                      |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 学生のニーズに合った研修プログラムの見直し・開発（地域医療や内科研修等） | ✓ 学生のニーズの分析（満足度調査結果）<br>✓ プログラムの質の向上 |
| 2 | 佐賀県臨床研修特別コースに関する検討                   | ✓ コースの内容や運用に関する情報共有・意見聴取             |
| 3 | 臨床研修の広報に関する検討                        | ✓ 広報に係る県事業に関する情報共有及び意見交換             |

# 令和6年度地域医療対策協議会ワーキンググループ検討項目

## ②専門研修ワーキンググループ（専門研修WG）

医師の専門研修に関する事項の調査検討するため、地域医療対策協議会にワーキンググループを設置

- (1) 医師法第16条の8第4項における厚生労働大臣に対する知事の医師の専門研修等についての意見に関すること
- (2) 専門医の診療科間・地域間の偏在に関すること
- (3) 専門医の育成・確保に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

今年度は以下の事項について検討したい。

検討項目	検討内容
医師法第16条の8第4項における知事意見	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 専門研修プログラム及びシーリング等に関する意見聴取</li><li>✓ 全国知事会における専門医制度の運用に係る検討に関する意見聴取</li></ul>
専門医の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 専攻医募集に係る広報戦略の検討</li><li>✓ 各基幹施設における専攻医の受入体制の検証</li><li>✓ 各専門研修プログラムの質的向上に関する取組</li><li>✓ 勤務環境改善の取組</li></ul>
専門医の診療科間・地域間の偏在	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 医師少数区域での研修推進策</li></ul>